

世田谷区立給田小学校

# PTA規約・細則

# 規 約

## 第1章 名称および事務所

第 1 条 この会は給田小学校 P T A と称し、事務所を給田小学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第 2 条 この会は保護者と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

- 1、よい保護者、よい教員となるように努める。
- 2、民主社会における理解を深めるために成人教育につとめる。
- 3、家庭と学校の綿密な連絡によって児童の健全な育成を図る。
- 4、児童の生活環境をよくする。

## 第3章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。

- 1、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3、この会は役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4、学校の人事その他には干渉しない。

## 第4章 会員および経理

第 5 条 この会の会員は給田小学校に在籍する児童の保護者またはこれにかかわる者ならびに教員とする。

第 6 条 会員資格を有するものは任意に入退会できる。入会後の会員資格は、退会の申し出がない限り、自動的に継続される。保護者においては児童の卒業または転校時、教員においては転退職時に自動的に退会となる。

第 7 条 この会の経費は会費、その他をもって支弁する。

第 8 条 会員の会費は、1家庭1口以上とし、1口の金額は月額300円とする。ただし、1年は10カ月とする。

第 9 条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 個人情報

第 10 条 本会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱規定で定める。

## 第6章 役員

第 11 条 この会に本部を置き、本部は会員中より選出された下記の役員をもって構成する。

会長 1名 (保護者)

副会長 若干名 (保護者若干名、教員1名)

書記 若干名 (保護者2名以上、教員2名)

会計 若干名 (保護者2名以上、教員1名)

役員は他の役員、会計監査委員、各種委員会の委員を兼ねることはできない。

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再選はさまたげない。

第13条 役員の選出および就任は次の通り行われる。

1、第6学年を除く保護者の中から若干名、教員の中から校長を含めて若干名を選出して、役員選出委員会を組織し、正副委員長を置く。

役員選出委員は、役員候補になることができない。

2、役員選出委員会で次年度の候補者を選考し、運営委員会の承認を得て全会員に通知する。

3、新しく選ばれた役員は4月から就任する。

第14条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。会計監査委員は3名とする。

第15条 会計監査委員は、定期総会で正会員より選出する。

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

第18条 書記は次の職務を行う。

1、総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

2、記録・通信その他の書類を保管する。

3、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第19条 会計は次の職務を行う。

1、この会のすべての金銭収支を正確に記録し、会計監査委員の監査を経て、定期総会で報告する。

2、予算の立案について協力する。

## 第7章 顧問

第20条 本会に顧問を置くことができる。

1、顧問は運営委員会により推薦し、総会の承認を得なければならない。

2、顧問は、本会の重要事項について意見を述べることができる。

## 第8章 総会

第21条 総会はこの会の最高決議機関である。

総会は定期総会および臨時総会とする。

次のような定期総会が開かれる。

定期総会 1、新年度役員の紹介

2、前年度の事業ならびに決算報告の承認

3、新年度計画と予算の承認

4、各種委員会の各委員長・副委員長の紹介

5、会計監査委員の承認

臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき、または会員の5分の2以上の要求があったとき開催する。

第22条 総会は、会員の5分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、委任状を提出したものを含む。

第23条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第24条 総会の議題、日時、場所は前もって通知する。

## 第9章 役員会

第25条 役員会は必要に応じて会長が召集し会全体の運営の円滑をはかるために必要事項を検討する。

## 第10章 運営委員会

- 第26条 運営委員会は、役員、各委員長、副委員長、学級代表および臨時委員会のある場合はその委員長、副委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、各種委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。
- 第27条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第28条 運営委員会の現在数の3分の1以上の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 第29条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

## 第11章 各種委員会および臨時委員会

- 第30条 この会の目的に沿った活動をするために、各種委員会を置くことができる。
- 各種委員会に必要な事項は細則で定める。
- 第31条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。
- 臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

## 第12章 学級会

- 第32条 保護者と先生との連絡を密にするために学級会を置く。

## 第13章 細則

- 第33条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
- 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次の総会に報告しなければならない。

## 第14章 改正

- 第34条 この規約は、総会において出席者の2分の1以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会の開催前に会員に知らせておかなければならない。

## 第15章 付則

- 第35条 校長は、すべての会合に出席して意見を述べることができる。
- 第36条 この規約は平成14年5月21日より施行する。

# 個人情報取扱方法

## 給田小学校PTA 個人情報取扱に関する基本方針

給田小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があつた場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があつた場合も本会において適切に対応するものとします。

### （目的）

第 1 条 この個人情報取扱方法は、給田小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

### （指針）

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### （周知）

第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

### （利用目的）

第 4 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

### （個人情報の取得）

第 5 条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

### （同意の取り消し）

第 6 条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を

取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配付しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第 7 条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。  
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第 8 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第 9 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 10 条 個人情報を第三者（第 9 条第 1 号から第 4 号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（第三者提供を受ける際の確認等）

第 11 条 第三者（第 9 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第 12 条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取扱方法は、平成30年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

# 細 則

## 第1章 役員の欠員補充

- 第 1 条 会長に欠員が生じたときは、副会長が就任する。
- 第 2 条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は残任期間とする。

## 第2章 各種委員会

- 第 3 条 各種委員会として、クラスサポート委員会、校外委員会、広報委員会、環境委員会を置く。
- 第 4 条 各種委員会の委員長、副委員長、および委員の任期は 1 年とする。ただし、再選はさまたげない。
- 第 5 条 各種委員会の委員長は、前年度の役員選出委員会の互選会において選出する。各種委員会副委員長は、前年度の運営委員会において承認されたとき、役員選出委員会の互選会において選出することができる。互選会にて委員会副委員長が選出された委員会を除く副委員長は委員の互選により選出する。ただし、副委員長のうち 1 名は教員とする。
- 第 6 条 教員は、クラスサポート、校外、広報、環境のいずれか 1 つの各種委員会委員となる。
- 第 7 条 クラスサポート委員会は、各学級から 1 名以上選出された保護者と、若干名の教員をもって構成し、下記の事業を企画実施する。
- 1、PTA活動の諸問題について意見・情報を交換する。
  - 2、学級担任に連絡して学級会を召集し、学級担任と協力して学級会を運営する。
  - 3、会員の文化教養活動。
  - 4、会員の福利厚生および保健衛生に関する事業。
  - 5、その他会員の親睦を深めるための事業。
- 第 8 条 学級会は、その学級所属の保護者と学級担任とで構成し、PTA活動の諸問題について意見を交換し、学級担任が学級経営をしやすいように協力する。
- 第 9 条 校外委員会は、各学級から 1 名程度選出された保護者ならびに若干名の教員をもって構成し、下記の事業を企画実施する。
- 1、児童の校外活動への協力。
  - 2、児童の交通安全教育への協力。
  - 3、その他児童の教育環境整備のための事業。
- 第 10 条 広報委員会は、選出された保護者と、若干名の教員をもって構成し、本会の活動の周知および会員相互の連絡を促進するための事業を企画実施する。
- 第 11 条 環境委員会は各学級から 1 名程度選出された保護者と若干名の教員をもって構成し、学校のリサイクル活動等の環境教育に関する活動に協力する。  
※環境教育とは環境保全についての理解を深めるために行われる教育。

## 第3章 臨時委員会

- 第 12 条 各種委員会、役員選出委員会、会計監査委員会の他に運営委員会が必要と認めた時、臨時委員会を設けることができる。
- 第 13 条 臨時委員会の委員は、役員ならびに他の委員会の委員を兼ねることができる。委員の条件、人数、その他は運営委員会においてその委員会の性質を考慮に入れた上、決定する。
- 第 14 条 臨時委員会に委員長、副委員長をおく。
- 第 15 条 臨時委員会はその任務を終えるとともに解散する。

## 第4章 雜 則

- 第 16 条 4 月 1 日から定期総会までの間、会運営に必要な経費について、予算を暫定的に執行することができる。
- 第 17 条 会計を一般会計と特別会計とに分ける。

第18条 年度予算に補正の要を生じた時は、運営委員会の承認を受けるものとする。

第19条 慶弔規定に関しては、役員会で討議の上、決定する。

## 第5章 改 正

第20条 この細則は、運営委員会において2分の1以上の賛成がなければ改正することができない。

## 会 計 内 規 (慶弔規定)

### (1) 転退職教員に対する餞別

在職2年以内を2,000円とし、1年ごとに1,000円を順次  
加算する。5,000円を限度とする。

### (2) 結婚・出産の場合

①教員 5,000円

### (3) 見舞い (傷病により2週間以上休んだ場合)

①児童 5,000円

②教員 5,000円

### (4) 死亡の場合

①会員及び児童 5,000円+生花

②教員親族 (配偶者及び実父母・子) 5,000円

③退職校長 5,000円

④職員 (主事他) 5,000円

### 申し合わせ事項

PTA会費よりの慶弔・見舞いに対するお返しは一切しないものとする。

昭和38年4月 1日 規約制定  
昭和42年4月 1日 部分改訂  
昭和45年4月 1日 部分改訂  
昭和49年4月 1日 部分改訂  
昭和52年5月20日 部分改訂  
昭和53年5月18日 部分改訂  
昭和58年1月18日 部分改訂  
昭和61年3月 6日 部分改訂  
平成 2年4月 1日 部分改訂  
平成 5年5月19日 部分改訂  
平成 9年5月16日 部分改訂  
平成10年4月 1日 部分改訂  
平成14年5月21日 部分改訂  
平成20年1月10日 部分改訂  
平成22年2月 8日 細則制定  
部分改訂  
平成22年5月10日 部分改訂  
平成30年4月 1日 部分改訂  
令和 7年5月 7日 部分改訂